入　札　公　告

令和８年11月６日

次のとおり一般競争入札に付します。

支出負担行為担当官
横浜植物防疫所長　　春日井　健司

１　競争入札に付する事項

（１）件　　名　理化学備品（インキュベーター外）売買契約
（電子入札方式・電子契約方式対象案件）

（２）仕 様 等　仕様書のとおり

（３）納入期限　仕様書のとおり

（４）納入場所　仕様書のとおり

２　競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

（１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（３）令和7･8･9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、競争参加資格を有する者であること。

（４）予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札資格参加者として、６に記載の条件を満たすこと。

（５）６の提出書類の提出期限の日から、７の開札の日までの間において、契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

３　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用

（１）本案件は、入札手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子入札により難い場合は紙入札による申出書を、電子契約により難い場合は紙契約方式による申出書を事前に発注者宛に提出すること。

（２）システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札・紙契約に移行することがある。

４　入札方法

（１）入札は、紙入札方式を除き、電子調達システムによる。また、本案件においては、個人事業主に加えて、入札参加者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができるものとする。

（２）入札書には、調達物品の本体価格のほか、納入に要する一切の諸経費を含めた金額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記　　載すること。

また、落札した者は、担当者の指示に従い速やかに入札金額内訳書を提出すること。

5　契約条項を示す場所及び入札説明書の取得方法

（1）入札説明書

本案件に係る資料は以下の方法により入手することとし、紙配布は行わないので注意すること。

調達ポータルの「調達情報の検索」にて、必要な情報を入力又は選択し本案件を検索のうえ「入札説明書」をダウンロードすること。

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101

（2）入札説明会　　入札説明会は実施しない。

6　証明書等の提出場所及び提出期限

（1）提出場所

〒231-0003

横浜市中区北仲通５－57　横浜第２合同庁舎３階

横浜植物防疫所総務部会計課　調達係　TEL　045－211-7151

E－mail:pps_yokohama_kaikeikyoyo@maff.go.jp

（2）証明書等 入札説明書７に定める書類

（3）提出方法

(電子入札による場合)

電子調達システム上にてファイルを添付送信すること。

(紙入札による場合)

持参、郵送（提出期限必着）、電子ファイル送信

（4）提出期限 令和８年11月26日（木）　午後５時00分まで

7　入札執行の場所、日時及び入札書の提出方法

（1）日　　時　令和８年11月27日（金）午前10時00分　入札後直ちに開札を行う

（2）場　　所　横浜植物防疫所　会議室（横浜市中区北仲通５－57　横浜第２合同庁舎３階）

（3）入札書の提出方法

(電子入札による場合)

電子調達システム「入札（見積）書提出」画面にて令和８年11月26日（木）午後５時00分までに提出すること。

(紙入札による場合)

入札書を入札執行時に持参すること。ただし、入札執行に立ち会わない場合は、令和８年11月26日（木）午後５時00分までに上記６の（1）に示す場所に必着するよう書留郵便にて郵送または持参すること。なお、電報、ファックス、電子メールによる入札は認めない。

8　入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9　入札保証金及び契約保証金　　免除する。

10　落札者の決定方法

　　予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11　契約書作成の要否

　　契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12　その他　　本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お知らせ

　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

　詳しくは、当所のホームページ（https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/yok.html）をご覧ください。